

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

確定申告の準備はお早めに！

令和7年分の年末調整が1月20日までに終了しましたが、今は源泉納付額が還付になっているお客様が多かったです。それは、基礎控除等の引上げが大きな要因です。

本年は、3月15日が日曜のため、翌日3月16日が確定申告期限となります。職員も確定申告時期ですので、遅くまで頑張っていますが、働き方改革、人手不足、土曜日曜祝日と休みが多く、その分残業代が増加し、原価コストUP分を売上に転換できず、経営が苦しくなってしまいます。

新聞や商エリサーチなどの情報によりますと、倒産が増加しています。早めの経営情報を入手して、少しでもお客様へ情報提供したいと思っていますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

世界情勢から見て、日本は戦争に向かっている？

高市首相は、発言撤回をすべきです。

今年になり、アメリカはベネズエラへ軍事侵攻しました。これでは、ロシアがウクライナに侵攻したと同じで、ロシアに対して意見を言うことは難しいことです。筋が通りません。戦争での犠牲者は、対立国同士の国民、特に老人や子供です。テレビを見ていると、可哀想で涙が出ます。もっと話し合い等の外交努力をすべきです。



【西田の意見】

① 高市首相、有事は我が国の存立危機事態で発言は撤回すべきです。歴史認識を踏まえてトップとして発言してください。

まず台湾は、中国の一部であり、内政問題であること。

日中国交正常化の時に、周恩来首相は、台湾に関しては中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを認めるように言われ、それに対して日本は、中華人民共和国の立場を十分理解・尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

【参考：ポツダム宣言第八項（1945年）】

カイロ宣言の条項は履行され、日本国は、本州、北海道、九州、四国および連合国（米英中）が決定する諸小島に限定される

上記は、日本の領土の独立を求めたものです。これは日本が中国から奪った領土（台湾など）を返還し、日本の領土を主要4島とその周辺の島に限定するという内容です。

- ② 「存立危機事態」という用語は、2014年までは存在せず、それを無理に使用したのは高村正彦（元衆議院議員、外務大臣、防衛大臣などを歴任）です。この意味は、密接な国が攻撃されてその結果、日本の存立が脅かされて、国民の生命、自由、及び幸福追及の権利が根底から覆される明白な危険がある事態となっていることを言う憲法13条をそっくり写してあることです。密接な国とはアメリカのことです。日本は専守防衛ですから、集団的自衛権の行使はできません。
- ③ 以上のように台湾独立に加担すれば、戦争になります。中国は日本を攻撃するでしょう。
- ④ 日中関係悪化で経済がおかしくなっています。次回はこれについて述べさせて頂きうと思います。



確定申告が始まります



令和7年分の確定申告がいよいよ始まります。申告期限は、原則どおり令和8年2月16日(月)～3月16日(月)です。今年の確定申告の変更点は、基礎控除額の段階的な引き上げや特定親族特別控除の新設など、控除関係に大きな変更があります。確定申告作成に必要な書類について早め早めのご準備をよろしくお願い致します。

郵送、メール、LINE等でも構いません。担当者までご相談下さい。

2月の税務

○2月2日(月)から3月16日(月)まで

- ・令和7年分贈与税の申告

贈与税は1人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

したがって、1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

（この場合、贈与税の申告は不要です。）

「相続時精算課税」を選択した場合は、贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

「相続時精算課税選択届出書」を受贈者が提出します。

なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告を提出する場合のみ控除することができます。

また、前年以前にこの特別控除の適用を受けた金額がある場合には、2,500万円からその金額を控除した残額がその年の特別控除限度額となります。

「相続時精算課税制度」とは？

原則として、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子や孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度の贈与者である父母または祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価格にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税を計算します。

○2月10日(火)

- ・1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



○2月16日(月)から3月16日(月)まで

- ・令和7年分所得税の確定申告

○3月2日(月)

- ・12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税等）
- ・6月決算法人の中間申告（法人税・消費税等）
- ・消費税の年税額400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より郵送又はメールにて『確定申告のご案内』を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

なお、3月に入ってからのご依頼につきましては、特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいますよう重ねてお願い申し上げます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

詳しくは送付致しました『確定申告のご案内』をご覧になるか、担当者までお問い合わせください。

1. 所得金額の計算に必要なもの

- ①売上帳簿、収入明細（請求書、領収証、仕切書等）
- ②仕入帳、経費帳等、支払明細（請求書、領収証、JA購買等）
- ③現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
- ④棚卸表（在庫表）
- ⑤給与台帳（給与支払明細）
- ⑥牛の売却証明書
- ⑦固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
- ⑧源泉徴収票



※他に給与・年金（農業者年金も含まれます）・報酬を受け取られている方等

2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書（領収証）
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書



3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等
※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書（振替納税をされていない方のみ届きます）
- ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本（登記事項証明書）の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本（令和7年1月1日以降のもの）
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」
- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書

- ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
- ④寄付金の証明書（寄付した団体等から交付されたもの）
- ⑤源泉徴収票
- ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等

6. 令和7年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方

- ①土地・建物等の譲渡契約書（コピー）・収用等証明書
- ②譲渡代金の入金明細（通帳、証書等）
- ・取得費等の明細、譲渡費用の明細・源泉徴収票
- ・相続税の申告書控え（延納・物納申請書も）



確定申告納期限について

確定申告の時期となりました。期間内（令和8年の場合は3月16日まで）に確定申告できなければ「期限後申告」となります。

申告が遅れた日数分、延滞税（年利最高14.6%）をあわせて支払う必要があり、場合によっては無申告加算税（最高20%）を納める必要が生じます。



延滞や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。また、青色申告の方は確定申告の期限に遅れると、青色申告55万円控除（電子申告の場合65万円）が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日 振替納税の場合
所得税及び 復興特別所得税	令和8年2月16日(月) ～ 令和8年3月16日(月)	令和8年 3月16日 (月)	令和8年 4月23日 (木)
個人事業者の消費 税及び地方消費税	令和8年1月5日(月) ～ 令和8年3月31日(火)	令和8年 3月31日 (火)	令和8年 4月30日 (木)
贈与税	令和8年2月2日(月) ～ 令和8年3月16日(月)	令和8年 3月16日 (月)	—

《参照HP》令和7年分 確定申告特集

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



電子ニュース希望の方は
news@miraizeimu.comまで



焼肉 七輪



今日はちょっと贅沢に焼肉にしませんか？

国産和牛をできるだけ『安価で提供』をモットーに菊陽町で20年以上美味しいお肉を提供されているお店です。

疲れた日、ツライ日、何も考えたくない日。そんなときに焼肉を食べると、気持ちが少し軽くなる。そんな研究結果も報告されているとか...

今日の元気、ここで補給しましょう！



店舗名：本格炭火焼肉 七輪

営業時間：17:30～22:30 (LO.21:30)

住所：菊陽町津久礼2358-4

定休日：毎週月曜日、毎月第3火曜日

連絡先：096-213-5515